

全部・個人事項証明（戸籍謄抄本）等の請求のしかた（法人用_窓口）

本籍地が尼崎市の場合は、3頁目の請求用紙に必要事項を記入し、申請してください。

※第三者請求の場合には、自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合等に限りご請求いただけます。

1 添付書類

①関係が確認できる書類

「契約書等のコピー」または「委任状」または「法定代理人であることを証する書類」

※身分証明書を請求される場合は、「委任状」必須

- ・ 委任状・・・依頼者本人が、必要事項を全て記入し、押印したもの。

（必要事項が事前に印刷されたものに、依頼者本人が署名・押印したものも可。）

- ・ 法定代理人であることを証する書類・・・成年後見登記事項証明書など成年後見の登記事項を

確認できる書類【発行日から3ヶ月以内の原本】

（原本還付を要望される場合は、その旨を窓口で申し出てください。）

注）・債権者である法人の名称が変更になった場合は、代表者事項証明等の資料も必要

- ・債権譲渡がある場合は、譲渡の事実がわかる債権譲渡契約書等の資料も必要

②担当者の社員証（健康保険証、名札・名刺は不可）又は

代表者が作成した委任状（原本）及び代表者の資格を証する書類（原本）

注）・代表者からの請求の場合

代表者事項証明書【発行から3ヶ月以内の原本】等、代表者の資格を証する書類も必要

- ・支配人からの請求の場合

現在事項証明書【発行から3ヶ月以内の原本】等、支配人の資格を証する書類も必要

③担当者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証や健康保険証等）

※マイナンバー「通知カード」は本人確認書類としてお取り扱いできません。

④法人の証明

→ 代表者事項証明書、現在事項証明書、履歴全部事項証明書等【発行日から3ヶ月以内の原本】

（上記書類の原本還付を要望される場合は、その旨を窓口で申し出てください。）

（戸籍の附票のみを請求される場合に限り、上記書類は原本をコピーしたものでも可。）

⑤法人の所在地確認

現在事項証明書、ホームページの営業所一覧等

2 手数料（現金）

全部・個人事項証明（戸籍謄抄本）・・・・・・・・・・	1通	450円
除籍・原戸籍謄抄本・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1通	750円
身分証明・・・aのみ300円、bのみ300円、ab両方		600円
戸籍の附票の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1通	300円
（身分証明、附票の写しの手数料は、市区町村により異なります。）		

※尼崎市では、平成6年法務省令第51号附則第2条第1項により、平成14年11月2日に戸籍を改製しています。改製前に婚姻、離婚、死亡等で除籍になっている方は、改製後の戸籍に記載しておりません。
なお、大正以前に除籍になった戸籍については、廃棄済のため交付できません。

.....

全部・個人事項証明（戸籍謄抄本）等の請求のしかた（法人用_郵送）

本籍地が尼崎市の場合は、3頁目の請求用紙に必要事項を記入し、申請してください。

※第三者請求の場合には、自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合等に限りご請求いただけます。

1 添付書類

①関係が確認できる書類

「契約書等のコピー」または「委任状」または「法定代理人であることを証する書類」

※身分証明書を請求される場合は、「委任状」必須

・ 委任状・・・依頼者本人が、必要事項を全て記入し、押印したもの。

（必要事項が事前に印刷されたものに、依頼者本人が署名・押印したものも可。）

・ 法定代理人であることを証する書類・・・成年後見登記事項証明書など成年後見の登記事項を確認できる書類【発行日から3ヶ月以内の原本】

（原本還付を請求される場合は、その旨記載してください。）

注）・債権者である法人の名称が変更になった場合は、代表者事項証明等の資料も必要

・債権譲渡がある場合は、譲渡の事実がわかる債権譲渡契約書等の資料も必要

②担当者の社員証（健康保険証、名札・名刺は不可）のコピー又は

代表者が作成した委任状（原本）及び代表者の資格を証する書類（原本）

注）・代表者からの請求の場合

代表者事項証明書【発行から3ヶ月以内の原本】等、代表者の資格を証する書類も必要

・支配人からの請求の場合

現在事項証明書【発行から3ヶ月以内の原本】等、支配人の資格を証する書類も必要

③担当者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証や健康保険証等）のコピー

※マイナンバー「通知カード」は本人確認書類としてお取り扱いできません。

④法人の証明

→ 代表者事項証明書、現在事項証明書、履歴全部事項証明書等【発行日から3ヶ月以内の原本】

（・上記書類の原本還付を請求される場合は、その旨記載してください。）

（・戸籍の附票のみを請求される場合に限り、上記書類は原本をコピーしたものでも可。）

⑤法人の所在地確認

現在事項証明書、ホームページの営業所一覧等

⑥返信用封筒（切手を貼付してください。：通数、原本還付の有無等を考慮し、相当額の切手）

2 手数料

郵便局発行6ヶ月以内の「定額小為替」を、何も記入しないで同封してください（切手は不可）

全部・個人事項証明（戸籍謄抄本）	1通	450円
除籍・原戸籍謄抄本	1通	750円
身分証明	aのみ300円、bのみ300円、ab両方	600円
戸籍の附票の写し	1通	300円

（身分証明、附票の写しの手数料は、市区町村により異なります。）

3 請求先 〒660-8501（尼崎市役所専用の郵便番号のため、住所の記入は不要です）

尼崎市役所 市民サービス部 市民課

※尼崎市では、平成6年法務省令第51号附則第2条第1項により、平成14年11月2日に戸籍を改製しています。改製前に婚姻、離婚、死亡等で除籍になっている方は、改製後の戸籍に記載しておりません。

なお、大正以前に除籍になった戸籍については、廃棄済のため交付できません。

全部・個人事項証明(戸籍謄抄本)等交付請求書 (法人用)

本籍	尼崎市		
フリガナ 筆頭者		生年月日
			年 月 日
個人事項証明(戸籍抄本)の場合 だれのものが必要ですか。	フリガナ 氏名	
		生年月日	
年 月 日			
<p>必要なものに通数を記入してください。</p> <p>①全部事項証明(戸籍謄本) 通 ②個人事項証明(戸籍抄本) 通 ③除籍謄本 通 ④除籍抄本 通 ⑤原戸籍謄本 通 ⑥原戸籍抄本 通 ⑦戸籍の附票の写し(平成14年11月2日改製前の附票は廃棄済です。) 通 ⑧身分証明 a <input type="checkbox"/> 後見の登記の通知を受けていない。 禁治産または準禁治産の宣告の通知を受けていない。 b <input type="checkbox"/> 破産宣告の通知を受けていない。 aのみ記載 通 bのみ記載 通 aとbを両方記載 通</p>			
請求理由	(何に使われるのか、提出先など、具体的に記入してください。)		
	<input type="checkbox"/> 出生から死亡までの連続した戸籍謄本(必要な方の氏名) セット (尼崎市に存在するものは全て発行します。手数料の目安は1セット3,000円です。)		
申請者	法人名 代表者氏名		
	所在地	〒 —	
	担当部署		
	担当者氏名		
	昼間の連絡先	() —	

* 不備がある場合は、やむをえず交付できないことがございますので、あらかじめご了承ください。